四半期報告書

（第167期第１四半期）

自　平成22年４月１日
至　平成22年６月30日

株式会社日清製粉グループ本社

(E00346)

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 2
　　３　関係会社の状況 …… 2
　　４　従業員の状況 …… 2
　第２　事業の状況 …… 3
　　１　生産、受注及び販売の状況 …… 3
　　２　事業等のリスク …… 4
　　３　経営上の重要な契約等 …… 4
　　４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 4
　第３　設備の状況 …… 10
　第４　提出会社の状況 …… 11
　　１　株式等の状況 …… 11
　　２　株価の推移 …… 31
　　３　役員の状況 …… 31
　第５　経理の状況 …… 32
　　１　四半期連結財務諸表 …… 33
　　２　その他 …… 46
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 47

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年８月11日
【四半期会計期間】	第167期第１四半期（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　村　上　一　平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第166期 前第１四半期連結 累計(会計)期間	第167期 当第１四半期連結 累計(会計)期間	第166期
会計期間		自　平成21年 ４月１日 至　平成21年 ６月30日	自　平成22年 ４月１日 至　平成22年 ６月30日	自　平成21年 ４月１日 至　平成22年 ３月31日
売上高	（百万円）	114,372	105,780	443,728
経常利益	（百万円）	7,222	8,181	29,327
四半期（当期）純利益	（百万円）	4,264	4,387	16,839
純資産額	（百万円）	292,117	303,356	303,226
総資産額	（百万円）	377,329	387,769	396,317
１株当たり純資産額	（円）	1,057.60	1,097.10	1,097.72
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	17.16	17.66	67.77
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	17.16	17.66	67.76
自己資本比率	（%）	69.6	70.3	68.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	13,596	2,614	47,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△25,142	2,225	△52,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,640	△3,420	△5,684
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	26,456	31,547	29,975
従業員数	（人）	5,334	5,497	5,283

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年６月30日現在

従　業　員　数　（人）	5,497　[1,803]

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に当第１四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年６月30日現在

従　業　員　数　（人）	273　[17]

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に当第１四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第２【事業の状況】

１【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第１四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前第１四半期連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	増減率(%)
	金額（百万円）	金額（百万円）	
製粉	46,388	39,711	△14.4
食品	29,904	29,431	△1.6
その他	4,368	5,190	18.8
合計	80,662	74,332	△7.8

（注）１　金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

２　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第１四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前第１四半期連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	増減率(%)
	金額（百万円）	金額（百万円）	
製粉	48,651	40,726	△16.3
食品	57,158	56,403	△1.3
その他	8,562	8,650	1.0
合計	114,372	105,780	△7.5

（注）１　セグメント間の取引については相殺消去しております。

２　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第１四半期連結会計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）		当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
三菱商事㈱	16,049	14.0	14,772	14.0

３　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格および販売価格の変動については「４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

※当第１四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメントの区分方法及び測定方法は従来と同一であります。

2【事業等のリスク】

当第１四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成22年８月11日)現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況（経営成績）及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第１四半期につきましては、企業業績の改善や輸出の増加など、景気は持ち直してきているものの、個人消費はまだ本格的な回復には至らず、厳しい市場環境が続く中、新製品の開発・販売、積極的な販促活動等による出荷拡大施策を実行するとともに生産性向上及び固定費の削減などのコスト削減に取り組みました。そのような中、本年４月に輸入小麦の政府売渡価格が５銘柄平均５％引下げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

また、昨年４月にスタートしました経営計画「日清製粉グループ行動計画　ＧＯ，２０１０」につきましては、その目標達成に向けた取組みを各事業において着実に進めております。

この結果、第１四半期の業績は、売上高は製品価格改定の影響により1,057億80百万円（前年同期比92.5%）となりましたが、利益面では、製粉及び酵母・バイオ事業を始めとした食品事業における出荷増加や、酵母・バイオ事業において原材料相場が安定して推移したことやコスト削減、並びにメッシュクロス事業の収益回復等により、営業利益は72億43百万円（前年同期比116.3%）、経常利益は81億81百万円（前年同期比113.3%）、四半期純利益は43億87百万円（前年同期比102.9%）となりました。

①事業の種類別セグメントの売上高・営業利益概況

（製粉事業）

製粉事業につきましては、お客様への提案活動の強化に積極的に取り組み、パンや麺の喫食機会を増やす活動を展開するなど、市場開拓に努めた結果、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が本年４月に５銘柄平均で５％引き下げられたことを受け、本年５月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、安心・安全対策を強化してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、積極的な拡販施策により、出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は407億26百万円（前年同期比83.7%）、営業利益は33億88百万円（前年同期比114.3%）となりました。

（食品事業）

加工食品事業につきましては、消費者の皆様の多様化するニーズにお応えした新製品の開発・上市や積極的な拡販に努めたことにより、パスタ、家庭用小麦粉、プレミックス、冷凍食品等の出荷は堅調に推移しましたが、輸入小麦の政府売渡価格が引き下げられたことを受け、製品価格改定を実施したこと等により、売上げは前年を下回りました。中食・惣菜事業については、本年４月にこれまで培ってきた制菌技術の知見を活かした新製品「一汁多菜」を発売するなど売上げ拡大に注力しました。海外事業においては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に、新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案など、事業拡大に努めております。

酵母・バイオ事業の酵母事業は、イースト、フラワーペースト、総菜、パン品質改良剤等の出荷増により売上げは前年を上回りました。バイオ事業は診断薬原料、免疫試験の受託、培地・血清等が順調であり、養魚飼料事業譲渡の影響による減収をカバーし、売上げは前年並みとなりました。

健康食品事業につきましては、消費者向け製品の拡販に注力したものの、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。

また、本年６月にはフランス共和国のユーロジャーム社と、成長著しいアジアにおけるベーカリー市場に着目し、製パン改良剤等の事業において、更なる海外事業の展開拡大を図るべく、業務提携いたしました。

この結果、食品事業の売上高は564億３百万円（前年同期比98.7%）、営業利益は34億63百万円（前年同期比119.8%）となりました。

（その他事業）

ペットフード事業につきましては、プレミアムペットフード「ジェーピースタイル」は堅調に推移したものの、猫用製品が低調で売上げは前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、機器販売や受託加工は堅調であったものの、主力のプラントエンジニアリングにおいて前年の大口工事完工の反動等により売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、自動車部品業界など全般的に需要に回復傾向が見られ、主力のスクリーン印刷用メッシュクロス、産業用資材、化成品など全般で売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は86億50百万円（前年同期比101.0%）、営業利益は３億58百万円（前年同期比124.0%）となりました。

※ 当第１四半期より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメント区分及び売上高、セグメント利益の測定方法は従来と同一であります。

②経常利益・四半期純利益の状況

（経常利益）

金融収支尻は６億91百万円(益)で、前第１四半期連結会計期間に比べ１億７百万円増加しました。持分法による投資利益は１億77百万円で、前第１四半期連結会計期間に比べ67百万円減少しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が減少したことによります。その他雑損益合計は69百万円(益)で、前第１四半期連結会計期間に比べ93百万円減少しました。これは主に為替差損の増加によるものです。

以上の結果、営業外損益合計では９億38百万円(益)となり、前第１四半期連結会計期間に比べ54百万円減少し、経常利益は前第１四半期連結会計期間と比べ、９億59百万円（13.3%）増の81億81百万円となりました。

（四半期純利益）

特別利益は33百万円、特別損失は２億15百万円で差引特別損益は１億82百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は前第１四半期連結会計期間と比べ７億36百万円増の79億99百万円となりました。特別損失の主なものは固定資産除却損１億63百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等31億59百万円、少数株主利益４億52百万円を差し引き、四半期純利益は43億87百万円、前第１四半期連結会計期間に比べ１億23百万円（2.9%）増となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益79億99百万円、減価償却費32億37百万円等による資金増加が、法人税等の支払額75億40百万円等の資金減少を上回ったことにより、当第１四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは26億14百万円の資金増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形及び無形固定資産の取得に24億13百万円を支出しましたが、３ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による満期・償還が預入・取得を57億68百万円上回ったこと等により、当第１四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは22億25百万円の資金増加となりました。

以上により、当第１四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、48億39百万円の資金増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

株主の皆様への一層の利益還元といたしまして、期末普通配当を１円増配するとともに、創業110周年記念配当２円を加え、配当に29億82百万円を支出したこと等により、当第１四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは34億20百万円の資金減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第１四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比15億72百万円増加し、315億47百万円となりました。

当第１四半期連結会計期間末の借入金残高は31億68百万円でありますが、フリー・キャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面充分な資本の財源と資金の流動性を確保しております。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第１四半期連結会計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日（平成22年８月11日）現在までの状況も含めて記載しております。

１）各事業の経営戦略

㈱日清製粉グループ本社及びオリエンタル酵母工業㈱は、製パン改良剤等の事業において、フランス共和国のユーロジャーム社と互いに保有する技術、ノウハウ等を総合的に活用することにより、日本及び成長著しいアジアのベーカリー市場において、更なる事業展開の拡大を図り、企業価値の向上が可能と考え、本年６月に業務提携契約を締結し、併せて、㈱日清製粉グループ本社がユーロジャーム社の発行済株式総数の約14.8%に相当する株式を取得いたしました。また、オリエンタル酵母工業㈱におきまして、総菜事業を拡大するため千葉県富里市に平成24年１月稼働予定で総菜工場の新設を決定いたしました。新工場稼働により生産能力は約２倍となり、生産効率の向上、新製品の開発及びトレーサビリティシステム導入等による安心・安全な製品供給により、総菜事業の強化・拡大を図ってまいります。なお、当社は連結子会社である、オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックにつきまして、この度、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、当社の100%子会社とすることを目的として、公開買付けを実施することといたしました。詳細につきましては、「第５［経理の状況］１［四半期連結財務諸表］［注記事項］（重要な後発事象）」をご参照下さい。

２）国際化戦略

タイのプレミックス事業におきまして、生産能力25%の増強となる、工場増設を進めておりましたが、本年７月に予定通り能力増強工事が完了し、稼働いたしました。また、カナダで製粉事業を行っているロジャーズ・フーズ㈱につきましても、本年秋の稼働予定でチリワック工場の生産能力増強工事を行うなど、引き続き海外事業の拡大を推進してまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①　基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

②　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

１）取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記６）)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて回答期限を設定し情報提供を要請することができるものとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記４）ア）ないしキ）記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

２）取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。

３）企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。

４）企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア）下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c)当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為

(e)その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ）当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること

オ）当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

カ）当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ）その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

5）取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6）特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の３営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

7）本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個の割合で割り当てることとし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、２株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

8）本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④　取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1）本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。

2）当社取締役の任期は１年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、１回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

3）本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

4）上記③４）ア）ないしキ）記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

5）本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

6）株主総会の承認決議の有効期間を、決議から３年に設定しております。３年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

7）本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年５月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

（４）研究開発活動

当第１四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、14億25百万円であります。

（５）経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。なお、当社は連結子会社である、オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックにつきまして、この度、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、当社の100％子会社とすることを目的として、公開買付けを実施することといたしました。詳細につきましては、「第５［経理の状況］１［四半期連結財務諸表］［注記事項］（重要な後発事象）」をご参照下さい。

（６）経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

第３【設備の状況】

（１）主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

（２）設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第１四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年６月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年８月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①　当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

＜平成15年７月23日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成15年６月26日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	5（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,500（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり　892,100円　（注）３ （注）５
新株予約権の行使期間	平成17年７月16日～ 平成22年７月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　811円 １株当たり資本組入額　406円 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\払込金額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\払込金額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は平成19年７月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、２次相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、平成15年６月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

＜平成16年７月26日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成16年６月25日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	55（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60,500（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,098,900円 （注）３ （注）５
新株予約権の行使期間	平成18年７月17日～ 平成23年７月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格 999円 １株当たり資本組入額 500円 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\払込金額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\払込金額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は平成20年７月16日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、２次相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑤ その他の条件については、平成16年６月25日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

＜平成17年８月17日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成17年６月28日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	118（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	129,800（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,193,500円 （注）３ （注）５
新株予約権の行使期間	平成19年７月21日～ 平成24年７月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格 1,085円 １株当たり資本組入額 543円 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\払込金額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\払込金額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は平成21年７月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、２次相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑤ その他の条件については、平成17年６月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

＜平成19年８月13日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成19年６月27日）、取締役会決議日（平成19年７月26日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	79（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,197,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成21年７月27日～ 平成26年７月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,197円 １株当たり資本組入額　　599円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年６月27日）、取締役会決議日（平成19年７月26日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	146（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	146,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,197,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成21年７月27日～ 平成26年７月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,197円 １株当たり資本組入額　　599円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array} = \begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たりの払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

＜平成20年８月19日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成20年６月26日）、取締役会決議日（平成20年７月30日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	88（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	88,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,397,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成22年８月20日～ 平成27年７月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,397円 １株当たり資本組入額　　699円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array} = \begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年６月26日）、取締役会決議日（平成20年７月30日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	178（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	178,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,397,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成22年８月20日～ 平成27年７月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,397円 １株当たり資本組入額　　699円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

＜平成21年８月18日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成21年６月25日）、取締役会決議日（平成21年７月30日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	84（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,131,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成23年８月19日～ 平成28年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,131円 １株当たり資本組入額　　566円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年６月25日）、取締役会決議日（平成21年７月30日）	
	第１四半期会計期間末現在 （平成22年６月30日）
新株予約権の数（個）	172（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	172,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,131,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成23年８月19日～ 平成28年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,131円 １株当たり資本組入額　　566円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年６月30日	―	251,535	―	17,117	―	9,500

（６）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第１四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成22年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,992,500	―	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式　327,000	―	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,615,000	493,230	同上
単元未満株式	普通株式1,600,948	―	―
発行済株式総数	251,535,448	―	―
総株主の議決権	―	493,230	―

（注）１　「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び７株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が４個含まれております。

２　「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社　　456株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社　　129株

②【自己株式等】

平成22年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
自己株式					
株式会社日清製粉グループ本社	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	2,992,500	－	2,992,500	1.18
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町一丁目２番10号	139,500	－	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭２番８	103,000	－	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	－	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原一丁目19番17号	5,500	－	5,500	0.00
計	―	3,319,500	－	3,319,500	1.31

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年４月	５月	６月
最高（円）	1,234	1,138	1,069
最低（円）	1,144	993	977

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,762	69,871
受取手形及び売掛金	53,376	56,480
有価証券	24,599	21,648
たな卸資産	注1 37,793	注1 37,442
その他	14,378	11,452
貸倒引当金	△234	△288
流動資産合計	190,675	196,606
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	注2,3 44,589	注2,3 44,983
機械装置及び運搬具（純額）	注2,3 30,022	注2,3 30,806
土地	33,654	33,167
その他（純額）	注2 5,316	注2 5,200
有形固定資産合計	113,583	114,158
無形固定資産	3,789	3,827
投資その他の資産		
投資有価証券	69,991	72,325
その他	9,883	9,552
貸倒引当金	△154	△152
投資その他の資産合計	79,720	81,725
固定資産合計	197,093	199,710
資産合計	387,769	396,317

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,073	22,274
短期借入金	2,882	2,864
未払法人税等	3,217	7,708
引当金	84	260
未払費用	10,259	14,007
その他	17,002	15,021
流動負債合計	54,518	62,137
固定負債		
長期借入金	286	271
引当金		
退職給付引当金	9,153	9,113
その他の引当金	1,820	1,841
引当金計	10,973	10,955
繰延税金負債	11,512	12,657
その他	7,121	7,068
固定負債合計	29,894	30,953
負債合計	84,413	93,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,446	9,448
利益剰余金	232,066	230,661
自己株式	△3,157	△3,187
株主資本合計	255,473	254,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,475	20,303
繰延ヘッジ損益	△150	105
為替換算調整勘定	△1,162	△1,693
評価・換算差額等合計	17,162	18,715
新株予約権	96	83
少数株主持分	30,624	30,388
純資産合計	303,356	303,226
負債純資産合計	387,769	396,317

（２）【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
売上高	114,372	105,780
売上原価	80,484	70,836
売上総利益	33,887	34,943
販売費及び一般管理費	注1 27,658	注1 27,699
営業利益	6,229	7,243
営業外収益		
受取利息	86	70
受取配当金	517	639
持分法による投資利益	245	177
その他	221	210
営業外収益合計	1,070	1,097
営業外費用		
支払利息	19	18
為替差損	－	106
その他	58	33
営業外費用合計	77	158
経常利益	7,222	8,181
特別利益		
固定資産売却益	2	－
関係会社清算益	157	－
受取賠償金	－	33
特別利益合計	159	33
特別損失		
固定資産除却損	92	163
減損損失	－	45
その他	27	7
特別損失合計	119	215
税金等調整前四半期純利益	7,262	7,999
法人税等	注2 2,720	注2 3,159
少数株主損益調整前四半期純利益	－	4,840
少数株主利益	278	452
四半期純利益	4,264	4,387

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,262	7,999
減価償却費	3,680	3,237
減損損失	－	45
退職給付引当金の増減額（△は減少）	96	37
前払年金費用の増減額（△は増加）	160	△225
受取利息及び受取配当金	△603	△709
支払利息	19	18
持分法による投資損益（△は益）	△245	△177
売上債権の増減額（△は増加）	3,449	3,198
たな卸資産の増減額（△は増加）	4,528	△217
仕入債務の増減額（△は減少）	△239	△1,266
その他	△830	△2,892
小計	17,278	9,047
利息及び配当金の受取額	943	1,125
利息の支払額	△26	△18
法人税等の支払額	△4,599	△7,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,596	2,614
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△38,913	△31,538
定期預金の払戻による収入	17,600	36,319
有価証券の取得による支出	－	△3,012
有価証券の売却による収入	800	4,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△4,031	△2,413
有形及び無形固定資産の売却による収入	△218	△91
投資有価証券の取得による支出	△522	△1,011
投資有価証券の売却による収入	0	0
長期貸付けによる支出	△0	△2
長期貸付金の回収による収入	1	12
その他	141	△37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,142	2,225
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△25	△0
長期借入金の返済による支出	－	△3
自己株式の売却による収入	28	37
自己株式の取得による支出	△8	△9
配当金の支払額	△2,236	△2,982
その他	△397	△461
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,640	△3,420
現金及び現金同等物に係る換算差額	302	153
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△13,883	1,572
現金及び現金同等物の期首残高	40,339	29,975
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,456	31,547

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第１四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。 これにより、連結子会社の資産及び負債の評価について部分時価評価法から全面時価評価法に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第１四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
税金費用の計算	税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

<table>
<tr>
<th>当第１四半期連結会計期間末
（平成22年６月30日）</th>
<th>前連結会計年度末
（平成22年３月31日）</th>
</tr>
<tr>
<td>１　たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。
商品及び製品　22,548百万円
仕掛品　3,179百万円
原材料及び貯蔵品　12,064百万円
２　有形固定資産減価償却累計額　220,183百万円
３　国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額　360百万円
４　保証債務</td>
<td>１　たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。
商品及び製品　22,048百万円
仕掛品　2,778百万円
原材料及び貯蔵品　12,616百万円
２　有形固定資産減価償却累計額　217,246百万円
３　国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額
当連結会計年度取得の有形固定資産の圧縮記帳額　97百万円
有形固定資産の圧縮記帳累計額　360百万円
４　保証債務</td>
</tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額
（百万円）</th></tr>
<tr><td>（従業員住宅ローン）</td><td>金融機関借入金</td><td>167</td></tr>
<tr><td>（関係会社）
阪神サイロ㈱</td><td>金融機関借入金</td><td>578</td></tr>
<tr><td>（取引先関係）
日本バイオ㈱</td><td>金融機関借入金</td><td>206</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>952</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額
（百万円）</th></tr>
<tr><td>（従業員住宅ローン）</td><td>金融機関借入金</td><td>178</td></tr>
<tr><td>（関係会社）
阪神サイロ㈱</td><td>金融機関借入金</td><td>605</td></tr>
<tr><td>（取引先関係）
日本バイオ㈱</td><td>金融機関借入金</td><td>206</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>990</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（四半期連結損益計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　6,287百万円 販売促進費　8,289百万円 ２　当第１四半期連結累計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　6,337百万円 販売促進費　8,373百万円 ２　同左

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）		当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	61,916百万円	現金及び預金	60,762百万円
有価証券	5,499百万円	有価証券	24,599百万円
計	67,416百万円	計	85,362百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△40,960百万円	預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△42,636百万円
取得日から償還日までの期間が３ヶ月を超える債券等	―百万円	取得日から償還日までの期間が３ヶ月を超える債券等	△11,177百万円
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,456百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高	31,547百万円

（株主資本等関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　251,535 千株

２．自己株式の種類及び株式数

普通株式　3,030 千株

３．新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権　96 百万円　（提出会社（親会社））

４．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成22年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　2,982百万円

② １株当たり配当額　12円

③ 基準日　平成22年３月31日

④ 効力発生日　平成22年６月28日

⑤ 配当の原資　利益剰余金

５．株主資本の金額の著しい変動

当第１四半期連結累計期間における剰余金の配当については「４．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）

	製粉（百万円）	食品（百万円）	その他（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	48,651	57,158	8,562	114,372	－	114,372
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,867	125	775	6,769	(6,769)	－
計	54,518	57,284	9,338	121,142	(6,769)	114,372
営業利益	2,964	2,890	288	6,144	85	6,229

（注）１　事業区分の方法は、製品の種類の類似性を考慮して行っております。

２　各事業区分の主要製品

製粉……小麦粉、ふすま

食品……プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

その他…ペットフード、設備工事、メッシュクロス、荷役・保管

【所在地別セグメント情報】

（前第１四半期連結累計期間）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90％を超えているため記載しておりません。

【海外売上高】

（前第１四半期連結累計期間）

海外売上高が連結売上高の10％未満のため記載しておりません。

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」の２つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉・・・小麦粉、ふすま
食品・・・プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、
製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額(注３)
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	40,726	56,403	97,129	8,650	105,780	－	105,780
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,961	125	5,086	618	5,705	△5,705	－
計	45,687	56,529	102,216	9,268	111,485	△5,705	105,780
セグメント利益	3,388	3,463	6,852	358	7,210	33	7,243

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額33百万円には、セグメント間取引消去32百万円を含んでおります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（追加情報）

当第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。なお、従来開示しておりましたセグメント情報の事業の種類による区分方法及び測定方法は、マネジメント・アプローチによるセグメントの区分方法及び測定方法と同一であります。

（金融商品関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表計上額	時　価	差　額	時価の算定方法
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	70,756	70,756	－	（注１）

（注１）株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

（注２）その他有価証券に区分される非上場株式（四半期連結貸借対照表計上額5,283百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

その他有価証券で時価のあるもの

	当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）			前連結会計年度末（平成22年３月31日）		
	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
①　株式	17,216	48,657	31,440	16,103	50,659	34,555
②　債券						
国債・地方債等	15,657	15,656	△1	11,686	11,685	△1
社債	5,444	5,443	△0	5,464	5,462	△1
その他	－	－	－	－	－	－
③　その他	1,000	1,000	－	3,000	3,000	－
合計	39,318	70,756	31,438	36,254	70,807	34,552

（注）非上場株式（四半期連結貸借対照表計上額5,283百万円、連結貸借対照表計上額5,283百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）

記載すべき事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第１四半期連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

記載すべき事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）		前連結会計年度末 （平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,097円10銭	１株当たり純資産額	1,097円72銭

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	303,356	303,226
普通株式に係る純資産額（百万円）	272,635	272,755
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	96	83
少数株主持分	30,624	30,388
普通株式の発行済株式数（株）	251,535,448	251,535,448
普通株式の自己株式数（株）	3,030,849	3,059,826
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	248,504,599	248,475,622

２．１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）		当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	
１株当たり四半期純利益	17円16銭	１株当たり四半期純利益	17円66銭
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	17円16銭	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	17円66銭

（注）　１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
（１）１株当たり四半期純利益		
四半期純利益（百万円）	4,264	4,387
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,264	4,387
普通株式の期中平均株式数（株）	248,476,755	248,490,894
（２）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	12,740	10,463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（リース取引関係）

当第１四半期連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

記載すべき事項はありません。

（重要な後発事象）

当第１四半期連結会計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

（オリエンタル酵母工業株式会社の普通株式の公開買付け）

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社（以下「オリエンタル」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成22年７月30日より本公開買付けを開始しております。

１．本公開買付けの目的等

オリエンタルは、昭和４年に、当社創業者等の発起により日本初の製パン用のイーストメーカーとして設立されました。その後はイーストを始めとする各種食品素材の提供から、飼料、さらにはバイオ関連分野へと事業を拡大してまいりました。このような経緯のもと、現在、同社は食品事業及びバイオ事業を主な事業として営んでおり、国内市場では確固たるプレゼンスを築いております。

また、少子高齢化による国内市場の縮小に対応した国際化の更なる進展を踏まえ、差別性のある新技術・新製品の開発及び営業力の強化とともに、今後の海外戦略の重要性を強く認識し、各種施策を推進しております。

しかし、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷しており、同社を取り巻く経済環境につきましては依然として厳しい状況が続いております。このような厳しい市場環境を克服し、今後持続的かつ長期的な収益基盤を確立していくためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、新製品・新技術開発等への共同での取組みや、営業面における連携強化、また、同社が有する酵素技術の当社グループ各事業での活用等、当社と同社がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は同社との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの100％子会社として経営を行うことが、同社の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

２．オリエンタル酵母工業株式会社の概要

（１）名　称	オリエンタル酵母工業株式会社
（２）所在地	東京都板橋区小豆沢三丁目６番10号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　中村　隆司
（４）事業内容	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業
（５）資本金	2,617百万円
（６）設立年月日	昭和４年６月30日
（７）発行済株式総数	普通株式　33,171,087株

３．本公開買付けの概要

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、オリエンタルを当社の100％子会社とすることを目的として、同社の発行済普通株式の全て（当社が既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。なお、オリエンタルは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びオリエンタルの株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っております。

（１）買付予定の株券等の数	普通株式　18,635,624株
（２）買付け等の期間	平成22年７月30日～平成22年９月13日
（３）買付け等の価格	普通株式１株につき、800円
（４）買付代金	14,908百万円
（５）決済の開始日	平成22年９月21日

４．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、オリエンタルを当社の100％子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の会社法に基づく一連の手続により、同社の発行済株式の全て（当社が既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

（株式会社ＮＢＣメッシュテックの普通株式の公開買付け）

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ＮＢＣメッシュテック（以下「ＮＢＣ」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成22年７月30日より本公開買付けを開始しております。

１．本公開買付けの目的等

昭和９年に当社創業者等により小麦製粉用の篩網（ふるいあみ）の国産化を目指し設立されたＮＢＣは、その後メッシュテクノロジーの進化と発展、製品化を追求し続けており、スクリーン印刷用メッシュクロスや化成品事業を拡大し、マーケットのニーズに柔軟にこたえてまいりました。現在、製品群は数千種類に及んでおり、極細モノフィラメント糸を使用した高メッシュ製品は、世界屈指の独自製造技術により生産されています。

事業環境に関しましては、金融危機に端を発した景気低迷が長期化する中、得意先関連業界であるプリント基板業界は、需要減少に対応するための工場集約など生産体制の再構築を進めております。同じく主要な得意先業界である自動車部品業界でも、一部を除き、世界的に厳しい状況となっております。また、大きく変動する原・燃料コストや国内の少子高齢化など、事業を取り巻く環境やマーケットの変化はますます複雑化しております。このような環境下で、同社は、同社の成長を支え、新領域への事業拡張を含めた今後の展開の原動力となる研究開発の推進を図るほか、海外市場への積極的な展開、国内市場の販売力強化、生産・購買部門における徹底したコストダウンを進め、収益力向上に努めております。

しかし、このような厳しい事業環境の中、同社が持続的な成長を図るためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、同社が事業の基盤とする世界屈指の技術力・開発力を今後とも保持・向上し、競合他社に対して優位性を確保するためには、必要な資金、人材等の経営資源を安定的、かつタイムリーに調達できる体制を確保する必要があり、当社と同社がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は同社との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの100％子会社として経営を行うことが、同社の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

２．株式会社ＮＢＣメッシュテックの概要

（１）名　称	株式会社ＮＢＣメッシュテック
（２）所在地	東京都日野市豊田二丁目50番地の３
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　石塚　昭夫
（４）事業内容	メッシュクロス、成形フィルターの製造・販売
（５）資本金	1,992百万円
（６）設立年月日	昭和９年11月６日
（７）発行済株式総数	普通株式　9,309,000株

３．本公開買付けの概要

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、ＮＢＣを当社の100％子会社とすることを目的として、同社の発行済普通株式の全て（当社及び当社の完全子会社である日清アソシエイツ株式会社、日清エンジニアリング株式会社及び日清トレーディング株式会社（以下、４社を総称して「公開買付者ら」といいます。）が既に所有している同社の普通株式並びに同社が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。なお、ＮＢＣは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びＮＢＣの株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っております。

（１）買付予定の株券等の数	普通株式　4,591,786株
（２）買付け等の期間	平成22年７月30日～平成22年９月13日
（３）買付等の価格	普通株式１株につき、1,395円
（４）買付代金	6,406百万円
（５）決済の開始日	平成22年９月21日

４．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、ＮＢＣを当社の100％子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の会社法に基づく一連の手続により、同社の発行済株式の全て（公開買付者らが既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月11日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　村　上　一　平　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚　原　雅　人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　村　保　広	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年６月３０日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成２１年４月１日から平成２１年６月３０日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成２１年６月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年８月11日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　村　上　一　平　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星　野　正　司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　知　香　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成２２年４月１日から平成２２年６月３０日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成２２年４月１日から平成２２年６月３０日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成２２年６月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年7月29日開催の取締役会において、連結子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社及び株式会社NBCメッシュテックの普通株式を公開買付けにより取得することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。